

総務常任委員会

1 開 議 令和5年6月26日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第60号 大田原市辺地総合整備計画の変更について

日程第2 議案第64号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更に伴う協議について

日程第3 議案第65号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分に関する協議について

日程第4 議案第66号 字の区域の変更について

日程第5 議案第67号 字の区域の変更について

総務常任委員会名簿

委員長	櫻	井	潤	一	郎	出席
副委員長	菊	地	英	樹		出席
委員	伊	賀		純		出席
	齋	藤	光	浩		出席
	君	島	孝	明		出席
	高	崎	和	夫		出席

当 局	総 合 政 策 部 長	磯		雅	史	出席
	政 策 推 進 課 長	長	井	康	男	出席
	経 営 管 理 部 長	益	子	和	弘	出席
	総 務 課 長	鈴	木	浩	行	出席

事 務 局	遠	藤	久	子		出席
	植	田	賢	司		出席
	池	嶋	佑	介		出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（櫻井潤一郎） 開会前ではございますが、傍聴の申出がありましたので、大田原市議会委員会条例第19条の規定に基づき、これを許可してよろしいか、お諮りいたします。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） それでは、許可したいと思います。

開会前に委員長から発言をさせていただきます。正確な議事作成のため、委員及び職員が発言する際は、挙手の後に委員長から指名いたしますので、マイクのボタンを押してから大きな声ではっきりと、正確に発言をお願いいたします。また、質疑の方法は、申合せにより、本会議同様、一問一答方式とし、3回までとなっておりますので、3回を超える場合は委員長の判断となっておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットのとおりであります。

執行部の出席者は、磯総合政策部長、益子経営管理部長、長井政策推進課長、鈴木総務課長です。

◎議案第60号 大田原市辺地総合整備計画の変更について

○委員長（櫻井潤一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案60号 大田原市辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

この件につきましては、先の本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） 議案第60号 大田原市辺地総合整備計画の変更につきましては、須賀川辺地において実施予定の事業のうち、一部事業費の変更に伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、当初計画を変更するものでございます。

詳細につきましては、政策推進課長からご説明申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） 議案第60号 大田原市辺地総合整備計画の変更についてご説明いたします。

議案書213ページ、議案書補助資料を御覧ください。議案の概要でございますが、1の計画を変更する辺地につきましては、須賀川辺地でございます。

2の変更の理由といたしまして、須賀川辺地において実施を予定している事業のうち、市道須賀川19号線に架かる市場橋の補修工事費が詳細設計の結果、増額となり、事業費、財源内訳及び辺地対策事業債の予定額に変更が生じるため、計画を変更するものでございます。

3の変更の内容ですが、記載のとおり事業費1,730万円を220万円増額し1,950万円に、特定財源、これは道路メンテナンス事業費補助金となりますが、950万円から95万円増額し1,045万円に、一般財源を780万円から125万円増額し905万円に、辺地対策事業債の予定額を780万円から120万円増額し900万円とし、合計額につきましても、事業費を9,450万円、特定財源を3,625万円、一般財源を5,825万円、辺地対策事業債の予定額を5,820万円とするものでございます。

以上で議案第60号の説明を終わります。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

君島委員。

○委員（君島孝明） 1点質問させていただきます。

詳細設計の結果、変更が生じたということなので、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） では、お答えいたします。

計画、当初の策定時点は、令和3年度末に見込んだ事業費につきましては、令和2年度に実施いたしました橋梁点検により、概算で工事費を計上したところでありました。こちらの事業につきまして、令和5年度に工事を発注するに当たり、令和4年度に詳細設計を実施いたしまして、工事費を算出しましたところ、近年の労務費や資材の高騰に加えまして、橋梁下部に洗掘が発見されたために、220万円の増額となったものであります。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） 今の君島委員の質問に関連しているのですけれども、点検をされたのが令和2年度で、詳細設計が令和4年度で、この予算は今年の3月ですよ。3月に予算が承認されたものに対する変更ですよ。合っていますか。3月の時点でこの詳細設計までいくかどうか分からないのですけれども、その見積りで予算を提出するということはできなかったのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） お答えいたします。

令和4年度の詳細設計に関しましては、令和4年度末に金額が上がってきておりまして、令和5年度の当初予算の算定には間に合いませんでしたので、その時点での変更ということはできなかったということになります。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） 予算に間に合うようにその設計をするということは駄目だった。駄目というか、しないのですか。私が言いたいのは、3月に議会で承認されたものを6月に変えるわけですよ。その大元の見積りが最初は令和2年度だということと、詳細設計も令和4年度だということと間に合うのではないのですか。この前の3月議会で詳細設計されたもので提出して、それを議会で承認されれば、すっきりいくと思うのですけれども、そういうわけにはいかないのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） お答えいたします。

今回のこの辺地総合整備計画の変更に関しましては、令和3年度末にご議決をいただいて決定した数字でございまして、令和4年度に道路課のほうでこちらの詳細設計のほうを行っているわけなのですが、その確定を受けまして、金額の変更があるということで、計画のほうの変更という形になりますので、どうしても年度末の3月議会であるとか、そういったところでのちょっと計画変更には間に合わないということになります。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員、3回目です。

○委員（斎藤光浩） 令和3年度に議決されたものに対する詳細設計ということだったのですよね。私が令和5年度の予算、3月のときに決まったのに、6月に何で変えるのだと言いましたけれども、そうではないよということですよ。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） 補正予算の対応とは違いまして、計画の見直しということになりまして、こちらの計画に関しましては、令和2年度に実施した橋梁点検の結果を基に算出された数字をもちまして、令和4年の3月議会のほうで承認を受けた計画になっておりまして、その事業費に関しまして、令和4年度末、要は令和5年の2月とか3月に金額が変更になるということで決まりましたので、それを受けての計画の変更ということになりますと、令和5年の6月の議会でないと間に合わないということになりますが、よろしいでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎） 計画の変更、議案としての。補正予算ではないという。

○委員（斎藤光浩） ではないからということなのですね。

○委員長（櫻井潤一郎） はい。

○委員（斎藤光浩） 分かりました。

○委員長（櫻井潤一郎） よろしいですか。

ほかに。

高崎委員。

○委員（高崎和夫） この総合整備計画ということの中で、この辺地総合計画の中のその辺地度点数のこの151点というのがありますけれども、この辺地度点数というものと、この151点というものはどういう点数なのか、説明いただきたいと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） お答えいたします。

辺地度点数についてということなのですが、こちらの辺地度点数につきましては、辺地に該当しますが、100点以上ということになりまして、この辺地度点数の算出に当たりましては、市役所とか、医療機関、郵便局、小学校、中学校、高等学校までの距離が遠隔であるなど、当該地域についてそういった施設との距離等に基づいて点数が設定されておりまして、それに関して、その各当該地域について算定された辺地の程度のほうを示す点数となっております。100点以上が辺地の対象となる点数となっております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） この100点以上が辺地指定ということになってくるのですね。この点数が高いほど辺地度が高いというか、進んでいるというか、ということなのでしょうけれども、別にそうすると100点以上であれば、この点数が多いほどこの財政上の特別措置というのがパーセントが大きくなってくるとか、そういうことはどうなのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） お答えいたします。

その辺地度の点数が高いほど有利になるということはありません。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

菊地委員。

○委員（菊地英樹） 市場橋なのですが、G o o g l e で写真見たのですけれども、大分古い橋のようなのですが、いつ頃架けられた橋か分かりますか。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） お答えいたします。

申し訳ありません。ちょっと市場橋がいつ頃できたものかということに関しまして、本日資料のほうを持ち合わせておりませんので、現時点でお答えできません。申し訳ありません。

○委員長（櫻井潤一郎） 菊地委員。

○委員（菊地英樹） また市場橋、今年発注ということで、一応分かればなのですが、工事の開始日とか、完成予定日とか分かりますか。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） お答えいたします。

こちらの整備に関しましては、道路建設課のほうが所管となっております、予定としましては、今年度ということなのですが、その後の事業の進捗状況であるとか、予定等に関しましては、ちょっとこの場ではお答えできません。申し訳ありません。

○委員長（櫻井潤一郎） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第60号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号 大田原市辺地総合整備計画の変更については、原案を可とすることに決しました。

ありがとうございました。

(総合政策部長・政策推進課長退席)

◎議案第64号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更に伴う協議について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第2、議案第64号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更に伴う協議についてを議題といたします。

この件につきましては、先の本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第64号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更に伴う協議につきましては、佐野地区衛生施設組合の解散による栃木県市町村総合事務組合からの脱退に伴う当該一部事務組合を組織する地方公共団体による協議について、地方自治法の規定に基づき議決を求めるものであります。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 最初に、議案第64号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更に伴う協議についてご説明いたしますので、252ページの議案書補助資料を御覧ください。佐野市及び栃木市の2市で構成する佐野地区衛生施設組合は、これまで栃木市の一部の地区の火葬及びし尿処理を共同してまいりました。このたび、栃木市において新たに火葬場を建設し、令和5年10月1日から供用開始することとなり、またし尿処理については、同日をもちまして当該業務を地方自治法第252条の14の規定により、佐野市に事務の委任を行うことが決定されたことから、令和5年9月30日をもって解散することとなり、退職手当支給事業に関する事務、非常勤職員公務災害補償等事業に関する事務などを共同する栃木県市町村総合事務組合から脱退することになりました。この脱退に伴いまして、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を増減し、又は規約を変更するときは、関係地方公共団体の協議により、これを定めるものとされ、同法第290条の規定により、これらの協議を行うに当たっては、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととされております。そのため、栃木県市町村総合事務組合を構成する団体は、佐野地区衛生施設組合を含めまして、14市、11町、14の一部事務組合の計39団体となりますが、構成する全団体が同時期に同議案を各団体の議会に上程するものであります。

規約の変更、内容につきましては、253ページ、新旧対照表を御覧ください。別表第1は、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体を掲げ、別表第2は規約第4条第3号の退職手当の支給事務を共同処理する地方公共団体を掲げるものでありまして、それぞれの表から佐野地区衛生施設組合を削るものがあります。

議案書251ページにお戻りください。栃木県市町村総合事務組合を組織する39の地方公共団体統一の協議

書であります。協議日につきましては、それぞれの地方公共団体の議会の議決後に協議することとなりますので、空欄となっております。

組合規約の一部を変更する規約の施行日につきましては、附則に記載のとおり、令和5年10月1日となります。

以上で議案第64号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更に伴う協議についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第64号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更に伴う協議については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第65号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分に関する協議について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第3、議案第65号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

この件につきましては、先の本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第65号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分に関する協議につきましては、栃木県市町村総合事務組合で共同処理する事務のうち、退職手当支給事務に係る財産処分の協議について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 次に、議案第65号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分に関する協議についてご説明いたします。

257ページの議案書補助資料を御覧ください。先ほどの議案第64号に関連し、佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴いまして、共同処理する事務のうち、退職手当支給事務に

係る財産処分に関しましても、地方自治法第289条の規定による関係地方公共団体の協議を必要とするため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

財産処分の内容につきましては、これまで佐野地区衛生施設組合が職員の退職手当分として栃木県市町村総合事務組合に納付した負担金を清算し、還付するものであります。

258ページを御覧ください。清算金の試算額が栃木県市町村総合事務組合から示されております。清算の方法であります。下段の⑥の欄、平成16年4月1日から令和5年9月30日までに佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合に納付した負担金等の総額1億476万3,000円から⑦の欄、栃木県市町村総合事務組合の事務費相当額40万1,000円、⑧の欄、栃木県市町村総合事務組合から佐野地区衛生施設組合の退職者に対し支給された退職手当の総額4,411万8,000円を差し引いた⑨の欄、6,024万4,000円を清算金とするものであります。なお、この数値は仮の額でありますので、額が変更になる場合もありますが、計算方法については変更ございません。

この議案につきましても、栃木県市町村総合事務組合を構成する団体数は、佐野地区衛生施設組合を含め14市、11町、14の一部事務組合の計39の全団体が同時期に同議案を各団体の議会に上程するものであります。

議案書256ページにお戻りください。栃木県市町村総合事務組合を組織する39の地方公共団体統一の協議書であり、ご議決をいただいた後、本協議書の内容で協議することとなっております。

以上で議案第65号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分に関する協議についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第65号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分に関する協議については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第66号 字の区域の変更について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第4、議案第66号 字の区域の変更についてを議題といたします。

この件につきましては、先の本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第66号 字の区域の変更については、栃木県による土地改良事業が施行されている下深田地区において事業の施行に伴いまして、当該区域内の大字または字の区域に変更が生じるため、地方自治法の規定により、字区域の変更の際に議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 最初に、議案第66号 字の区域の変更についてご説明いたします。

262ページ、議案書補助資料を御覧ください。現在、栃木県による県営下深田地区土地改良事業が施行されております。この事業の施行に伴いまして、当該区域内の大字または字の区域に変更が生じ、地方自治法第260条第1項の規定により、字区域の変更の際に議会の議決を求めるものであります。

263ページの位置図を御覧ください。事業の概要であります。当該区域内における受益面積は32.0ヘクタールで、道路、水路等を含めた換地区画の面積37.6ヘクタールとなります。工期は、平成30年度から令和6年度までの7年間となります。

土地改良事業は、事業実施前の複雑な形状であった土地を農作業の効率化のため整地することとなりますので、もともとの土地の境界が不明確になります。このため、土地を分筆及び合筆し、新しい区画や地形に合わせて登記する必要がありますが、不動産登記法では土地を合筆する場合、字が異なる土地は登記することができませんので、登記を行う前に字の境界を変更することが必要となります。字の区域を変更する土地につきましては、260ページ及び261ページの変更調書のとおり、大字中田原の字のうち、下深田、下深田前及び艾田の記載地番251筆並びに国有地及び公有地について変更の欄のとおり、大字中田原とし、大字上奥沢の字の峰下の公有地について変更後の欄のとおり、大字上奥沢とし、それぞれ小字を廃止するものであります。

以上で議案第66号 字の区域の変更についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） この字の区域変更による市の職員の方の業務の負担というのは何か起きてくるのか、お伺いします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） こちらの事業につきましては、産業振興部の農林整備課のほうで県との窓口になっておりまして、基本的には栃木県の事業ということで、県のほうから依頼を受けまして、その窓口という業務が農林整備課の職員が担当としておりますので、それらの連絡調整等に係る事務は多少あるかと思いますが、基本的には県主導で行うというふうには伺っているところです。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第66号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第66号 字の区域の変更については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第67号 字の区域の変更について

○委員長(櫻井潤一郎) 次に、日程第5、議案第67号 字の区域の変更についてを議題といたします。

この件につきましては、先の本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長(益子和弘) 議案第67号 字の区域の変更につきましては、栃木県による土地改良事業が施行されている荒井町島地区において事業の施行に伴いまして、当該区域内の大字又は字の区域に変更が生じるため、地方自治法の規定により、字区域の変更の際に議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長(櫻井潤一郎) 総務課長。

○総務課長(鈴木浩行) 次に、議案第67号 字の区域の変更についてご説明いたします。

283ページ、議案書補助資料を御覧ください。こちらが議案第66号と同じく、栃木県による県営荒井町島地区土地改良事業の施行に伴うものであります。

284ページの位置図を御覧ください。事業の概要であります。当該区域内における受益面積は61.2ヘクタールで、道路、水路等を含めた換地区画の面積は73.5ヘクタールとなります。工期は、平成29年度から令和7年度までの9年間となります。字の区域を変更する土地につきましては、276ページからの変更調書のとおり、大字荒井の字のうち、荒井前から280ページの柳町通までの記載地番646筆並びに国有地及び公有地、大字戸野内の字の荒井飛び地、大字富池の字の舟山前、大字中田原の字の飛び地、大字町島の字の荒井前、上宿屋敷通舟山前、水口屋敷通の記載地番88筆並びに国有地及び公有地について変更後の欄のとおり、大字荒井とするものであります。

続きまして、280ページ下段の大字荒井の字の愛宕東、大字富池の字の舟山前の記載地番10筆並びに公有地について、変更後の欄のとおり、大字富池とし、大字荒井の字のうち、荒井前通加治屋上、282ページに参りまして、上宿脇、門前前、大字中田原の字の飛び地、大字町島の字のうち、上宿屋敷通、水口屋敷通の記載地番119筆並びに国有地及び公有地について、変更後の欄のとおり、大字町島とし、それぞれ小字を廃止するものであります。

以上で議案第67号 字の区域の変更についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長(櫻井潤一郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第67号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号 字の区域の変更については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（櫻井潤一郎） 以上で当委員会に付託されました案件につきましては審査が終了いたしました。

これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前10時35分 散会